

告 示

埼玉県告示第三百八十五号

幸手市から幸手都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和二年四月十日

埼玉県知事 大野 元裕